

別表（園芸作物サプライチェーン推進事業実施要領第3関係）

事業実施計画の内容	事業実施主体	認定要件
<p>園芸作物サプライチェーン強化計画に基づいて実施される、生産・販売及び園芸生産施設、機械等の整備について、単年度分を記載するもの。</p>	<p>・強化計画を策定し、知事の認定を受けているグループの構成員^{※1}で、下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 農業法人^{※2}</p> <p>(2) その他営農集団（3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）</p> <p>(3) 農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合</p> <p>(4) 全国農業協同組合連合会宮城県本部</p> <p>(5) 上記に掲げるもののほか、強化計画を達成するために、知事が適当と認めた小売、食品製造、流通等に関わる事業を営む中小企業者^{※3}</p>	<p>・事業実施計画が強化計画に基づく内容であること。</p> <p>・事業実施年度の2月末日までの確実な事業完了が見込まれること。</p> <p>・事業実施主体の経営状態が、本事業の遂行上、支障が無いと認められること。</p>

※1 宮城県内に本店（主たる営業所）を有する者に限る。

※2 この事業において「農業法人」とは、事業として農業を営む株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人とする。

※3 この事業において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業